

○文京区議会情報セキュリティ基本方針（案）

令和八年〇月〇日 決定（議会運営委員会）

情報システムを適正に利用するため、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第五十号。以下「セキュリティ規則」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針に位置付ける。

また、セキュリティ規則に基づき、必要に応じて情報セキュリティ対策基準及び具体的な実施手順を定めるものとする。

なお、議員については、別途文京区議会情報セキュリティを確保するための方針を定める。